

論説

スウェーデンの法律扶助法について

— 法律扶助法訳文など —

萩原金美

目次

はじめに

一 概説

(一) 回顧

(二) 現状

(三) 展望

二 法律扶助法訳文

はじめに

筆者はかつて、スウェーデンの法律扶助制度の歴史的展開と現行法律扶助法制定の動きについて検討し⁽¹⁾、さらに同法による法律扶助制度の概要を紹介した⁽²⁾ことがある。実は筆者のスウェーデン法に対する当初の主たる関心は、世界的にみて最高水準の福祉国家であることを誇るこの国の法律扶助制度の研究にあったのであるが、この研究を深めるためにはスウェーデン法全般についてある程度の勉強をせざるをえず、それをしていくうちに筆者の関心は次第に法

律扶助以外のスウェーデン法プロパーの魅力的な対象に移ってしまい、最近まで久しく法律扶助に関する情報の入手もおろそかになりがちであった。加えてもう一つの理由が、筆者の法律扶助制度に対する関心の減退の背後にある。それは一九七〇年代後半に始まる経済の停滞に伴う国家財政の緊縮策の一環としての法律扶助制度の予算節減である。後述するように、法律扶助法の度重なる改正を促したのは主に財政的な理由であって、それを丹念にフォローするというのは、法律家としてあまり気乗りのしない仕事だったからである。

しかし、数年前に推されて財団法人法律扶助協会の理事に就任し、わが国の法律扶助の現場で多くの人々が厳しい悪条件のもとで献身されていることを改めて痛感し、他方漸くわが国でも根本的な法律扶助制度改革の気運が高まり、法務省に「法律扶助制度研究会」⁽³⁾が設置されたことにかんがみ、研究者の一人としてできることはしなければ、という思いに駆られていた。そんな矢先、上記研究会のメンバーの一部がスウェーデンに現地調査に赴くことになり、同研究会からスウェーデン法律扶助制度に関する講演の求めがあった。⁽⁴⁾本稿は、この講演の準備のために、筆者自身のスウェーデン法律扶助法再学習も兼ねて、最近の条文を丁寧に読むべく同法の全文を仮訳するとともに、若干の文献資料とくに後述の SÖU 1995:81 を調べた結果の一部をメモしたものであるが、⁽⁵⁾多少は大方の御参考になろうかと考えて発表することにした次第である。

注

(1) 拙稿「スウェーデン法律扶助制度の研究」法学新報七八卷一・二・三号（一九七二）二七頁以下。

(2) 拙稿「各国法律扶助の諸法制について——スウェーデンの場合」自由と正義二八卷一号（一九七七）五四頁以下、「スウェーデンにおける新しい法律扶助制度」日本弁護士連合会司法制度調査会編『法律扶助制度研究資料集』（一九七九）一〇九頁以下（前

者を第一論文、後者を第二論文ということにする。

(3) 委員、幹事およびオブザーバーから成り、いずれにも法務省、最高裁、日弁連、法律扶助協会および学界から参加している。座長は竹下守夫教授（一橋大学）。

(4) この講演は一九九五年一月一日、同研究会第一読会に先立って行われた。

(5) 本稿の概説の部分は、講演内容とほぼ同様である。もっとも、講演では法律扶助制度を理解するために重要と思われるスウェーデン法の基本的特徴などについても触れた。

一 概説

(一) 回顧

一九七二年に制定され、翌七三年七月一日から施行されたスウェーデンの法律扶助法その後の歴史は、法改正の連続であり、それを促した要因は、国家財政の緊縮に由来する法律扶助の予算節減の要請にほぼ尽きるといって過言ではない。しかし誤解してならないのは、このような事態にいたったのは、決して法律扶助法の立法者が国家財政の現実から遊離した理想を追い求めた結果ではないということである。すでに法律扶助法制定当時において国家財政の面に対する配慮、検討が行われていたことは前掲「はじめに」注(2)の各論文において指摘したところである。⁽¹⁾

ところがその後、立法者の予測を越えて法律扶助費用が増加する反面、経済の沈滞は法律扶助の予算支出を含む国家財政の緊縮を強く要請するにいたった。事態は七〇年代初頭までに法律扶助制度の拡充に努めたほとんどすべての先進諸国において同様であったといつてよい。マウロ・カペレッティらアクセス・ツー・ジャステイスの提唱者の言葉を借りれば、時代は世界的に急速にアクセス・ツー・ジャステイスの第三の波の段階に突入したのである。⁽²⁾

若干の法改正を瞥見してみよう。⁽³⁾

一九八〇年——法律扶助委員会（現在の不服申立ての審査機関と同名であるが、当時のそれは扶助の許否や、弁護士報酬等の決定機関）の数が六から四に減少した。

一九八二年——夫婦財産契約や遺言書の作成などが扶助の除外事項とされた（八条六号参照⁽⁴⁾）。
いわゆるパイロット・ケースがある事件について扶助の可能性が制限された（同条八号参照）。

一九八三年——若干の不動産紛争について扶助は権利保護保険の補完物とされた（同条九号参照）。付加手数料制の導入。

一九八八年——被害者補佐人法（一九八八年六〇九号）の制定・施行による性的犯罪の被害者に対する補佐人を付する法律扶助の実現。

一九八九年——同条九号の改正強化。
現在の法律扶助の組織への変更が決定された（実施は一九九一年から）。

以上の中には、被害者補佐人扶助制度の実現のように法律扶助の拡充を意味するものもあるが、それ以外は全て費用節減を意図した施策であった。

一九九三年に任命・設置された「法律扶助調査会」が一九九五年八月に提出した『新しい法律扶助法』と題する報告書（SOU 1995:81）の提案は、このような一連の費用節減策の延長線上に位置し、その極限形態ともいべきドラマティックなものである。これについては改めて後にふれる。

注

- (1) 拙稿・前掲 はじめに注(2)の第一論文五八―九頁、第二論文一一九―一二二、一二九―一三二頁。
- (2) マウロ・カペレッティ編、小島武司、谷口安平編訳『正義へのアクセスと福祉国家』(一九八七、中央大学出版部)、とくにカペレッティおよびガスによる序論参照。なお、本書には筆者の書評がある(ジュリスト八九九号(一九八七)一一四頁)。第一の波は貧困者のための法的サービス、第二の波は拡散利益の保護、そして第三の波は紛争処理と裁判外の代替策とされる。この第三の波における大きな課題は、世界的な経済の沈滞とそれに伴う国家財政の緊縮化のなかで、手続保障を確保しながらもなるべく費用のかからない正義へのアクセスをいかにして実現するかということなのである。
- (3) 以下の記述はSOU 1995:81 s. 75-6を参考にした。
- (4) 以下、条文だけで引用するのは全て法律扶助法の条文である。

(二) 現状―その1・法律扶助の組織

便宜上、現状を法律扶助の運営に関する組織と扶助の形態に分けて説明することにし、ここではまず、組織の問題を取り上げる。なお、以下の説明は、「はじめに 注(2)」の各論文の内容を前提としているので、それも併せて参照されたい。⁽¹⁾

(1) サービス提供者 法律扶助を認可された者に、実際に扶助のサービスを提供するのは、原則として公共弁護士事務所⁽²⁾の弁護士(advokat)および弁護士補(biträdande jurist)または私的弁護士事務所の弁護士もしくは弁護士補である。後者は受任義務を負わないが、実際にはほとんどすべての弁護士(補)が受任しているようである。

公共弁護士事務所の数は現在二五(当初よりも減少)、その長はすべて弁護士である。各公共弁護士事務所の弁護士(補)の数はおおむね数人程度である。⁽³⁾

なお後述するように、弁護士（補）は一定の事件については扶助決定機関でもある。

(2) 扶助決定機関 法律扶助を決定するのは、裁判所に係属する事件についてはその裁判所（一七条、刑事事件の公共弁護人の選任は起訴前も裁判所―訴訟手続法二二章四条⁽⁴⁾）、裁判所に係属していない案件については場合により法律扶助機関（rätshjälpsmyndigheten）（一八条）または行政機関（四二条）である。この法律扶助機関はその他にも法律扶助に関する多様な行政的事務を処理する（三條⁽⁵⁾）。また、離婚その他一定の家族法上の事件については弁護士（補）が扶助を決定することができる（一六条）。

(3) 不服申立て審査審 法律扶助に関する決定について不服申立てが認められている場合の審査審は、裁判所の決定については訴訟手続法の定めるところにより、その他の場合については法律扶助委員会（rätshjälpsnämnden）である。この委員会は正規の裁判官（またはであった者）を委員長とし、公共弁護士事務所の弁護士一名、開業弁護士一名、その他二名の委員で構成される（四條⁽⁶⁾）。

(4) 中央行政機関 法律扶助に関する最高の行政機関は司法行政庁である⁽⁷⁾。同庁は法律扶助機関の上級機関であり、法律扶助に関する細則（弁護士報酬の料金表を含む）の制定や法律扶助に関する予算要求および予算の配分などを行う。また、裁判所の扶助に関する決定に対する上訴権などを有する（四九条a、b）。

注

(1) 以下、やや時期的に新しく、かつ詳しい第二論文を「前稿」として引用する。前稿と叙述の順序を変え、組織について先に説明するのは、その後に組織について大幅な変革がなされているからである。

(2) スウェーデンにおける弁護士の資格要件については、拙稿「スウェーデンの弁護士制度」第二東京弁護士会編『諸外国の弁護士

制度』(一九七六、日本評論社)二二一九頁以下参照。スウェーデンにおける弁護士資格の要件は極めて厳格で、法学士試験合格後五年間の実務経験を必要とし、しかもそのうち三年間は弁護士実務に関するものでなければならない。この要件を充足するため弁護士事務所に雇用されて弁護士実務に従事している法律家を弁護士補と称するのである。

(3) Sveriges statskalender 1995によろ。

(4) 逮捕・勾留された被疑者が公共弁護人を求めるとき、またはそうでなくとも公共弁護人が任命されるべきときは、捜査指揮者——警察機関(警察長など)または検察官——は、この旨を裁判所に通知しなければならない(訴訟手続法二二章三条a、二三章五条)。

(5) スウェーデン北東部の都市スンドスヴァル(Sundsvall)に所在する。年間八万件強の案件を二八名の全職員のうち二四名がコンピュータを利用して処理しており、事務量の最大部分(約三万七〇〇〇件)は裁判所から委ねられた扶助関係事務である。SOU 1995:81 s. 262-4.

(6) 所在場所は法律扶助機関と同じである。法律扶助機関の職員四名(うち法律家二名)が同委員会の事務局の職務を行う。年間取扱件数は約一四〇〇件である。SOU 1995:81 s. 263-5.

(7) 司法行政庁はイェンシエーピング(Jönköping)に所在する。このようにスウェーデンの公的機関は各地に分散化がなされていることに留意すべきである。同庁について詳しくは、拙著『スウェーデンの司法』(一九八六、弘文堂)一二二—三頁注(8)参照。

(三) 現状——その2・法律扶助の形態

法律扶助にはつぎの五つの形態がある。

(1) 一般法律扶助 一般法律扶助は原則として全ての法的事項について与えられる。すなわち、(2)以下の法律扶助を除く一般的な法律扶助であるが、主としては民事事件および一般行政事件に関する(扶助の除外事項については八条に詳細に規定されている)。法律扶助法の規定の大半は一般法律扶助に関するもので(全文五一条のうち六条

から三四条まで)、他の法律扶助については一般法律扶助に関する規定が準用される。

この扶助については扶助申請人の資格審査が要求され⁽¹⁾(六条)、かつその収入および財産状況に応じて手数料を支払わなければならない、手数料には基本手数料と付加手数料とがある(一二、一三条)。一九九五年現在、基本手数料の最低額は四七〇クローネ、最高額は一二二一〇クローネで、付加手数料の最高額はその基本手数料の三倍までである⁽²⁾。

この扶助に要した費用は一九九三―一九四會計年度(以下同)において約三億二二〇〇万クローネであった(一クローネは一五円弱)。(実際に国が支配した額である。以下同じ)⁽³⁾。

(2) 刑事法律扶助 刑事事件における被疑者・被告人に対する公共弁護士(国選弁護士)については訴訟手続法が詳細な規定を設けており、法律扶助法における刑事法律扶助の規定はその補完として定められている(三五、三六条)。

逮捕・勾留されている被疑者・被告人に対しては資力の有無を問わず、申出または職権により公共弁護士が付される。その他訴訟手続法二一章三条aに定める場合も同様である。ただし有罪判決を受けた者は、原則として一般法律扶助による手数料の限度で法律扶助費用の償還義務を負う(三八条、訴訟手続法三一章一条等)。

この扶助に要した費用は約三億五五〇〇万クローネであった⁽⁴⁾。

(3) 特別行政事件における公的補佐人による法律扶助⁽⁵⁾ これは外国人の出入国や精神障害者の入退院その他、人の自由侵害等に関する行政上の訴訟または案件について無料で公的補佐人(通例弁護士)を付するものである。どのような場合に公的補佐人が付されるかは法が詳細に列挙している(四一条)。資格審査も手数料もない(四二、四四条等)。

この扶助に要した費用は、約一億七五〇〇万クローネであった。⁽⁶⁾

(4) 法律相談 この扶助は弁護士(補)のもとで一時間内の相談またはこれと同一視される法的サービスを与えるものである。資格審査はないが、原則として一五分につき三三〇クローネの相談料を支払わなければならない(四六、四七条)。

この扶助に要した費用は、一〇〇万クローネ未満であった。⁽⁷⁾

(5) 犯罪被害者に対する補佐人制度 これは法律扶助法には規定がなく、一九八八年に制定された被害者補佐人に関する法律(一九八八年六〇九号)により与えられることになったものである。立法当初は刑法六章の罪すなわち性犯罪の被害者に対して、刑事事件(捜査段階を含む)においてその権利を擁護する補佐人を無料で付するというものであったが、後にその他の一定の犯罪の被害者にもこの扶助が拡充されている(同法一条)。

この扶助に要した費用は約二一〇〇万クローネであった。⁽⁸⁾

以上の費用の合計額は約八億七四〇〇万クローネに達する。その実に九八%が補佐人または公共弁護士に対する補償であるといわれる。⁽⁹⁾ 弁護士(補)に対する補償については、司法行政庁により共同申請の場合の離婚事件および刑事事件について詳細な料金表が作成されている。これは政府が定めた時間料金に関する基準に基づくもので、この基準による時間料金は現在一時間消費税込みで九五四クローネ、税抜きで七六三クローネである。⁽¹⁰⁾

適正な補償額の決定は極めて困難な問題——時間を基準とすれば、むしろ無能な者、未経験な者が有利になるなど——であって、さまざま提案がなされているが、現状を改善するためにより有効な対策は見当たらないようである。⁽¹¹⁾ もっとも、現行の料金表自体はおおむね妥当なものと評価されている。⁽¹²⁾

注

- (1) 国民保険法の基礎額を基準とし、その七倍の年収が限度額であるから、一九九五年については三万五二〇〇クローネの七倍、二四万六〇〇〇クローネである(一〇〇〇クローネ以下切捨て)。これに扶養家族その他による調整がなされる。
- (2) 基本手数料の基本額は司法行政庁によって定められ、一九九五年現在九五四クローネである。従って、基本手数料の最低額はその半額すなわち四七〇クローネ(一〇クローネ以下切捨て)、また最高額は一万二一〇クローネになる(一一一条)。付加手数料の計算は複雑であるが、前述のように当該申請人の基本手数料の三倍までである(一四条a)。
- (3) SOU 1995:81 s. 11-2 etc. 算定の根拠については s. 275-6.
- (4) SOU 1995:81 s. 11-2 etc.
- (5) 前稿では「特別法律扶助」と称した(一一一、一一八頁)。法文の見出しの直訳は、「公的補佐人による法律扶助 (rätts hjälp genom offentligt biträde)」である。
- (6) SOU 1995:81 s. 11-2 etc.
- (7) SOU 1995:81 s. 11-2 etc.
- (8) SOU 1995:81 s. 12 etc.
- (9) SOU 1995:81 s. 225.
- (10) SOU 1995:81 s. 229, 232 ff.
- (11) SOU 1995:81 s. 230. 前稿一一九—一二〇頁も参照。なお、ある弁護士の見意であるが、現実の弁護士報酬は時間料金の基準とほぼ合致していると聞いたことがある(座談会「法律扶助制度——諸外国の現状とわが国において検討すべき諸問題——」における筆者の発言——前掲・資料集二一四頁)。
- (12) SOU 1995:81 s. 15-6 etc.

(四) 展望

法律扶助調査会の上記報告書は法律扶助費用の節減策として様々な措置を提案しているが、その基本的スタンスとして注目されるのは、法律扶助のコペルニクスの転回といふべき法律扶助の民営化路線への転換である。その提案によれば、一般法律扶助は廃止して権利保護保険がこれを代替することにし、その結果約一億七五〇〇万クローネの費用が節減されるという⁽¹⁾。もっとも、一見法律扶助制度の抹殺とも思われかねないこの提案の背景には、スウェーデンでは権利保護保険が盛行しており、スウェーデンの全人口の九五%が権利保護保険を有しているという事実が存在することが留意されなければならない⁽²⁾。

さらにこのような改革の結果、法律扶助機関および法律扶助委員会を存置する必要はなく、その事務は司法行政庁が引き受けることができるので、やがて両機関は廃止でき、これによって約八〇〇万ないし九〇〇万クローネが節減できるという⁽³⁾。

こうして結局、その他の改革によるものを含めると、年間約二億一〇〇〇万クローネの法律扶助費用の節減がもたらされることになる、と報告書は算定している⁽⁴⁾。

しかし、このようなドラステイックな改革案が果たして実現可能であるか疑問なしとしない。多くの国民はこれに反対するのではあるまいか。問題は財政危機の深刻さの程度如何によるであろう。国民の反対を押し切つて——それは次期の選挙における敗北を意味しかねまい——まであえてそれをしなければならぬ緊急の必要に迫られているのかどうか、外国人の観察者には予測困難というほかない。

それはそれとして、このような危機的状況のなかで、一般法律扶助以外の法律扶助とくに外国人に関する無料の公的補佐人制度を堅持するスウェーデンの態度は、国際的人権感覚に富むこの国の基本的スタンスをうかがわせ、さす

がと賞賛したい気持ちに駆られるのは、スウェーデン法に魅せられ、長年その研究に従事している筆者個人の思い入れが過ぎるのであろうか。

注

- (1) SOU 1995:81 s. 17,276-7.
 (2) このように権利保護保険が盛行している理由としては、それが家庭保険 (hemförsäkring) ——火災等による損害と共に、私的な法律問題に関する費用をカバーする保険——などの保険の内容に含まれていることが挙げられる。SOU 1995:81 s. 88-9. すでに法律扶助法の制定にあたって、法律扶助と権利保護保険との関係が議論されたことは前稿において触れたところである (前稿一〇〇—一一頁)。
 (3) SOU 1995:81 s. 17,278-9.
 (4) SOU 1995:81 s. 279.

II 法律扶助法訳文*

* 法文は Sveriges rikets lag 1995年版によった。

法律扶助法 (一九七二年四二九号)

第一条 この法律による法律扶助は、一般法律扶助（第六条ないし第三四条）、被疑者・被告人に対する法律扶助（第三五条ないし第四〇条）、公的補佐人による法律扶助（第四一条ないし第四五条）および相談（第四六条ないし第四八条）として与えられる。

第二条 この法律による補佐および相談は、この法律に異なる定めがないときは、公共弁護士事務所または私的弁護士事務所の弁護士 (advokat) または弁護士補 (biträdande jurist) によって与えられる。政府はこの法律による私的弁護士事務所の弁護士補に関する細則を定める。^{*}

^{*} 法律扶助令（一九七九年九三八号）第四条がそれである。同条によれば、私的弁護士事務所の弁護士補とは、裁判官職のための資格を定める学識試験に合格し、かつスウェーデン弁護士会の名簿に弁護士事務所の補佐として雇用されていることが登録されている者である。なお、上記試験とは法学士試験のことである。

第三条 法律扶助に関する案件の取扱い (handläggning)^{*} のために、法律扶助機関 (rättshjälpsmyndighet) が存する。

^{*} 「取扱い」については、ハンス・ラーゲネマルム著、拙訳『スウェーデン行政手続・訴訟法概説』（一九九五、信山社）一五―一六頁訳注（一）参照。

第四条 この法律による若干の事件における不服申立てを審査するために法律扶助委員会 (rätts hjälpsnämnd) が存する。この委員会は、正規の裁判官職*にある者またはかつてあった者を委員長とし、その他に四名の委員で構成する。委員のうち二名は弁護士で、一名は公共弁護士事務所の職員、一名は開業弁護士でなければならない。全ての構成員はスウェーデン国籍を有していなければならない。かつ未成年者または親子法第一章第七条による成人後見人 (förvaltare) を付されている者であってはならない。

政府は期間を定めて委員長およびその他の構成員を任命する。委員長のために一名または複数の代理者が存しなければならぬ。委員長に関する規定は代理者に準用される。その他にも政府は必要な数の代理者を任命することができる。

* 「正規の裁判官職」については、拙著『スウェーデンの司法』(二九八六、弘文堂) 一一二頁など参照。

第五条 法律扶助委員会は委員長および最低二名のその他の構成員(そのうちの一名は弁護士でない者)で決定を行うことができる。ただし、原則的重要性を有するか、またはそうでなくともとくに重要な案件の判断にあたっては、全構成員が関与しなければならない。民事訴訟事件における票決に関する訴訟手続法の規定は、法律扶助委員会が案件を判断する時に準用される。ただし委員長は最初にその意見を述べなければならない。

第五条 a 削除

第五条b この法律における裁判所とは、通常裁判所、一般行政裁判所、保険上級裁判所および労働裁判所をいう。この法律において裁判所について定めるところは、土地賃貸借委員会および建物賃貸借委員会^{*}についても適用されなければならない。

^{*} 両委員会とも一種の裁判所（あるいは少なくとも裁判所類似の機関）と考えられており、これに関する中央行政機関は司法行政庁（domstolsverket）である。前掲拙著二二頁参照。

一般法律扶助

適用範囲

第六条 一般法律扶助は、彼がこのような援助を必要とし、かつ彼の算定された年収が法律扶助を求める前年の国民保険法（一九六二年二八一号）による基礎額の七倍に相当する額を越えないとき、法的事項（rättslig angelägenhet）について自然人に認められる。

扶助申請人（rättsökande）^{*}が配偶者、従前の配偶者、同棲婚者または自己の子の扶養に寄与するときは、第一項の額は彼がこのような仕方での扶養に寄与する者それぞれについて第一項に述べる基礎額の半分に相当する額が増加される。この際に、扶助申請人が親子法第七章第五条により扶養義務を負う他人の子は自己の子と同視される。

扶助申請人の支払能力が財産の取得もしくはその他の特別の事情に基づき根本的に（väsentligt）増加するとき、

または債務の負担もしくはその他の特別の事情に基づき根本的に減少するときは、算定された年収は合理的な額の加算または控除によって調整されなければならない。

政府または政府の定める公的機関 (myndighe) は扶助申請人の経済的関係の算定のための細則を制定する。

* ratssökande は文字どおりには権利申請人の意であるが、以下「扶助申請人」と訳する。

** 「公的機関」については、前掲拙訳書二七頁訳注(一)など参照。

*** この細則は法律扶助令二二条により司法行政府が定めている。

第七条 一般法律扶助は、遺産財団がこのような援助を必要とし、かつ遺産財団の現在高 (beholdning) およびその共有者の経済的関係にかんがみ合理的と認められるときは、遺産財団に法的事項について認められる。

一般法律扶助を有する者が死亡したときは、その後の法律扶助は遺産財団に与えられる。

第八条 一般法律扶助は以下各号の場合には与えられない――

一 王国外において審査またはその他の仕方を取り扱われるべき事項、ただし、事案 (saken) が彼または彼女に対する犯罪で、刑法第六章による犯罪に相当するものであるとき、または法律扶助のための特別の理由が存するときは、当地に居住する扶助申請人は法律扶助を与えられる、

二 当地に居住せず、またはかつて居住したことがない外国人については、法律扶助のための特別の理由が存しないとき、

- 三 事業者 (näringsidkare) または事業者であった者については、事業活動から生じた事項で、活動の種類および限定された範囲、彼の経済的および人的関係ならびにその他の事情にかんがみ法律扶助のための理由が存しないとき、
- 四 扶助申請人に譲渡された請求権の問題については、譲渡が法律扶助の申請の審査にあたって利益を生じさせる目的でなされたとみられるとき、
- 五 自己申告書の作成、
- 六 夫婦財産契約、遺言書または贈与証書の作成、
- 七 婚姻権財産分割 (Bodelning) に関する事項で、財産の状況および夫婦または同棲婚者の人的関係にかんがみ法律扶助のための特別の理由が存しないとき、
- 八 法律扶助に関する問題が、基本的に同種の事由に基づく請求を含む他の法的事項が終局的に判断されるまで待つことができるものであるとき、
- 九 不動産または建物の所有者またはかつて所有者であった者の、不動産または建物に関わる事項で、彼が権利保護保険またはその他のこの事項を包含する同種の権利保護を有するかまたは有しているべきであり、かつ第二項から異なる結果が生じないとき、**
- 一〇 交通事故損害賠償法 (一九七五年一四一〇号) による交通事故損害賠償または存在する責任保険から支払われうる損害賠償に関する事項、***ただし事項が、裁判所に係属するかまたは人的損害以外の損害のみに関するときは、被害者に法律扶助が認められる、
- 一一 債務整理法 (一九九四年三三四号) による債務整理に関する事項、

一一二 租税、関税および手数料または租税、関税および手数料の支払確保に関する事項で、法律扶助のための特別の理由が存しないとき、

一三三 その事案が取り扱われることについて正当な利益 (befogat intresse) を有しない者。

第一項第九号に関わる場合において、その事項についての扶助申請人自身の費用が第六条第一項に述べる基礎額の最低三倍に達したときは法律扶助が認められる。その際には扶助申請人の権利保護から支払われると考えられるような種類の費用、またはこのようなものが存しないときは第九条第二項に関わる費用のみが考慮される。

大量に生じ、かつ通常は簡易な性質のある種の案件の問題については、政府は一般法律扶助が与えられない旨定めることができる。

相互主義の条件のもとに政府は、ある外国の国民およびその国の国民でなくそこに居住する者が、一般法律扶助の問題についてスウェーデン国民と同視されるべき旨定めることができる。

* 刑法六章は各種の性的犯罪に関する規定である。

** 一九八三年に導入された、このいわゆる不動産例外の規定は、主として国家財政的理由に基づくものである。SOU 1995:81 Ny Rattshjälpslag s. 82. (以下、たんにSOUとして引用)

*** この例外の理由は、保険会社は通常、人身損害事件における弁護士費用を任意に支払うことを引き受けるからである。

SOU s. 82.

**** 正当な利益の有無は、結局ケース・バイ・ケースの判断によることになるが、立法理由書にはこれが否定される事例として、現行法の完全な誤解に基づく請求、証拠状況からみて勝訴の見込みが極めて低い場合などを挙げている。SOU s. 116.

***** 法律扶助令九条が規定しており、各種の登記・登録案件などが挙げられている。

若干の外国の国民に関する法律扶助法（一九七二年四二九号）の適用に関する政令（一九八八年一二三三号）がある。

その一号には一般法律扶助の権利の問題についてスウェーデン国民と同視されるべき外国国民として、日本国民が挙げられている（同政令には条がない）。

第八条 a 医療処置による損害または薬剤による損害のための患者に対する賠償に関する事項についての一般法律扶助の申請の審査にあたっては、扶助申請人の人的関係に特別の配慮がなされなければならない。

〔法律扶助が与える〕利益等

第九条 一般法律扶助の際、国は法律扶助に関わる法的事項についての費用を支払う。

以下各号に関する扶助申請人の費用が、法律扶助の費用とみられる――

- 一 扶助申請人の権利を擁護するために必要であった補佐人 (biträde)*、
- 二 通常裁判所、市場裁判所または労働裁判所のもとの証拠調べ、ならびにこのような裁判所の審査に属する、または仲裁人によって審査されるべき事項に関する必要な調査、

三 行政裁判所または行政機関によって審査されるべき事項に関する調査で、その調査が扶助申請人の権利を擁護するために合理的に要求され、かつ公的機関を通じて得ることができないもの、

四 扶助申請人もしくはその法定代理人および裁判所もしくはその他の公的機関に本人出頭が命じられたときこれに関連して依頼しなければならない保護人 (vårdare) もしくはその他の者の出頭、または父性調査の際の血液検

査等に関する法律（一九五八年六四二号）による血液検査もしくはその他の遺伝型質に関する調査、もしくは親子法第二章第一一条による医師の検査（läkareundersökning）に関連する出頭のための旅行および滞在、

五 通常裁判所のもとでの手数料に関する政令（一九八七年四五二号）による申立て手数料、支払命令および簡易執行に関する法律（一九九〇年七四六号）による事件（mål）における申立て手数料ならびに強制執行事件における特別手数料^{**}、

六 父性調査の際の血液検査等に関する法律（一九五八年六四二号）第四条もしくは第五条、または訴訟手続法の規定によりもしくは上記一九五八年六四二号の法律第三条第一項に基づき裁判所が職権で行った証拠調べによる補償として公費から支弁したものの、

七 離婚に起因する婚姻権財産分割の執行または同棲婚者の一方が死亡したこと以外の理由によって行われる同棲婚者間のこのような婚姻権財産分割の執行を裁判所から命じられた婚姻権財産分割執行者、

八 訴訟手続法第二章第一七条による調停。

* 補佐人は我が国の民事訴訟法における補佐人と異なり、その権限は訴訟代理人に近いものである（訴訟手続法第二章二二条）。

** 強制執行事件における手数料は、基本手数料、売却手数料および特別手数料から成る（強制執行手数料に関する政令（一九八一年一一八五号）二条）。特別手数料は国に事件における措置のために特別の費用が生じたときに支払う手数料である。詳しくは同政令八条以下参照。

第九条 a 一般法律扶助を認められた者は、訴訟（mål）または案件（ärende）^{*}において通常裁判所のもとでの手

手数料に関する政令（一九八七年四五二号）による受付手数料および手数料令（一九九二年一九一号）第一五条第一号ないし第三号による手数料を免除される。

手数料の免除は申し立てられた行為が扶助申請人にとって必要である限度においてのみ適用される。手数料の免除は特別の申立てに基づきなされる行為の問題については、本案の判断が確定力を取得する前にその行為が申し立てられないときには適用されない。

執行しうる判断に導く事項について一般法律扶助を認められた者は、強制執行事件において基本手数料および売却手数料を支払うことを要しない。「その他の」執行に関する事件において一般法律扶助を認められた者も同様である。^{**}

通常裁判所または労働裁判所のもとでの訴訟または案件における告知の費用は、一般法律扶助を認められている者が負担すべきものである限り公費から支払われる。

* 「訴訟」、「案件」については、前掲訳書一六頁訳注（一）など参照。

** ここで執行というのは様々な行政決定などの執行を意味している。

第九条 b 王国外で処理される扶助申請人に対する犯罪に関わる法的事項に関する法律扶助の費用の問題については、第九条第二項第一号ないし第四号が適用される。ただし、保険によってカバーされないか、または外国における裁判所もしくは他の公的機関によって補償されない費用の限度でのみ適用される。扶助申請人が裁判所または他の公的機関に呼び出されたときは、たとい本人出頭が命じられていないときでも旅行および滞在の費用のための補償が与えられる。

第一〇条 仮差押えまたはその他これに類する措置を得るために担保を提供する義務に関する訴訟手続法および破産法（一九八七年六七二号）の規定は、一般法律扶助を認められている者の問題については適用されない。このような場合においては、措置によって相手方に与えた損害については国が責めを負う。

第一項は執行事件について一般法律扶助が認められているときは、強制執行法第三章第八條または第九條による執行の問題について準用される*。

本条による国の責任が国に支出を生じさせたときは、この支出は法律扶助の費用としてみられる。

* 強制執行法第三章八條および九條は仮執行に関する規定である。

法律扶助手数料——基本手数料および付加手数料

第一一条 扶助申請人は第一二条ないし第一五条に述べるところにより法律扶助手数料（基本手数料および付加手数料）を支払うことによつて第九條および第一〇條に関わる一般法律扶助の費用に寄与しなければならない。

政府または政府が定める公的機関は、基本手数料の算定のための基本額（grundbelopp）を確定し、かつ基本手数料および付加手数料の算定に関する細則を發布しなければならない*。

* 法律扶助令二二条によれば、司法行政庁がここにいう公的機関の職務を行う。基本額は一九九五年七月一日から九五四クローネ

である。また基本手数料の最高額は二万二二〇クローネである。SOU s. 168.

第一二条 扶助申請人の算定された年収が第六条第一項に述べる基礎額の一倍半に相当する額を超えないときは、基本額の半分が基本手数料を構成する。収入が基礎額の一倍半を超えるが、基礎額の二倍を超えないときは、基本額が基本手数料を構成する。

収入が基礎額の二倍よりも多いときは、基本額に以下のとおり加算したものが基本手数料を構成する——

基礎額の二倍を超えるが三倍を超えない収入の部分の二%、
 基礎額の三倍を超えるが四倍を超えない収入の部分の四%、
 基礎額の四倍を超えるが五倍を超えない収入の部分の六%、
 基礎額の五倍を超えるが六倍を超えない収入の部分の八%、
 基礎額の六倍を超える収入の部分の一二%。

第一項および第二項の適用にあたっては、収入は直近の低い千クローネ単位に、そして基本手数料は直近の低い一〇クローネ単位に端数を切り捨てなければならない。

第一三条 扶助申請人が配偶者、従前の配偶者、同棲婚者または自己の子の扶養に寄与するときは、第一二条第一項および第二項による各収入の限界は、彼がこのような扶養に寄与する者ごとに第六条第一項に述べる基礎額の半分に相当する額を増加しなければならない。その際には、扶助申請人が親子法第七章第五条により扶養義務を負う他人の子は、自己の子と同視される。

扶助申請人の支払能力が財産の取得もしくはその他の特別の事情に基づき根本的に増加し、または債務の負担もしくはその他の特別の事情に基づき根本的に減少するときは、算定された年収は増額または減額することによって合理的な額に調整されなければならない。

第一四条 遺産財団が法律扶助を申請するときは、基本手数料は財団の現在高 (behallning) および共有者の経済的關係にかんがみ合理的な額を定める。

第一四条 a 扶助申請人はその年収が第六条第一項に述べる基礎額に相当する額を超え、かつ法律扶助の費用が基礎額の一〇分の一に相当する額を超えるときは、付加手数料を支払わなければならない。ただし付加手数料の最高額は基本手数料の三倍とする。付加手数料は、基礎額の一〇分の一を超える額に相当する費用部分の、第九条第二項に關わる費用に対する百分比で定めなければならない。

付加手数料は以下のとおりである――

収入が基礎額の一倍を超えるが三倍を超えないときは費用の一〇%、

収入が基礎額の三倍を超えるが五倍を超えないときは費用の二〇%、

収入が基礎額の五倍を超えるときは費用の三〇%。

各収入の限界の算定にあたっては第一三条の規定が適用される。遺産財団については付加手数料は第一四条に述べる事由により定められる。収入は直近の低い千クローネ単位に、そして付加手数料は直近の低い一〇クローネ単位に端数を切り捨てなければならない。

政府または政府の定める公的機関は、若干の種類の場合については付加手数料が徴収されない旨規定することができる。

第一四条b 扶助申請人が基本手数料または付加手数料を支払う可能性が欠けていることが明らかなきときは、彼は手数料を全部または一部免除される。

扶助申請人が免除された手数料を支払う可能性がもはや欠けていない状態にいたったときは、この決定は再審査されなければならない。

第一五条 一般法律扶助が認められることに関連して、基本手数料ならびに申請人がそれにしたがって支払うべき付加手数料の百分比および付加手数料の最高額が定められる。

収入または第一三条もしくは第一四条に関わる関係が法律扶助の案件が終了する前に根本的に変更したときは、基本手数料は合理的な基準にしたがい、ただしすでに支払われたものを下回ることなく、調整されなければならない。調整はまた、基本手数料を従前定めた時に根本的な判断の誤りが冒されたとき、または不正確な情報が決定の基礎に置かれたときにも行われなければならない。

調整の問題はこれについての特別の理由が生じたときにのみ取り上げられる。

基本手数料が調整されるときは、それにしたがって申請人が付加手数料を支払うべき百分比および付加手数料の最高額も相応する程度に調整されなければならない。

一般法律扶助の認可等

第一六条 一般法律扶助は、第一七条から異なる結果が生じない限り、法的事項が以下のものに関するときは、弁護士または弁護士事務所の弁護士補によって認可される。

離婚

配偶者または子に対する扶養料

子の父性

監護 (vardnad)

面接交渉 (umgänge)

弁護士または弁護士事務所の弁護士補は扶養料、監護または面接交渉に関する裁判の執行についての一般法律扶助を認可することはできない。弁護士または弁護士補は以下各号に関する一般法律扶助も認可することができない。

- 一 扶助申請人が遺産財団であるとき、
- 二 扶助申請人が王国外に居住するとき、
- 三 法的事項が王国外において審査またはその他の仕方では処理されるべきとき。

第一七条 法的事項が裁判所のもとに係属するときは、裁判所が一般法律扶助の認可の問題を審査する。法的事項が係属している裁判所はまた、基本手数料ならびにそれにしたがって申請人が付加手数料を支払うべき百分比および付加手数料の最高額の調整について決定する。裁判所は第一四条による決定も行う。

第一八条 第一六条により法律扶助が認可されておらず、かつ法的事項が裁判所のもとに係属しないときは、一般法律扶助の認可の問題は法律扶助機関によって審査される。

法的事項が裁判所のもとに係属しないときは、法律扶助機関はまた、基本手数料ならびにそれにしたがって申請人が付加手数料を支払うべき百分比および付加手数料の最高額の調整について決定する。法律扶助機関は第一四条bによる決定も行う。

第一八条 a 一般法律扶助は扶助申請人の申請の後に認可される。申請は書面でし、かつ政府または政府が定める公的機関によって規定された諸点に関する情報を包含しなければならない。^{*}

^{*} 法律扶助令一〇条および一三条に申請書の記載内容の詳細が規定されている。

第一九条 一般法律扶助が認可されるときは、その後に生じた第九条および第一〇条による費用は公費から支払われる。法律扶助の申請が一般法律扶助について決定すべき公的機関に到達した後の時間についての補佐人に対する補償も公費から支払われる。公的機関のもとで申請前に、また第一六条に関わる場合においては法律扶助の決定前に生じた補佐人の費用についても、その仕事が小範囲のものもしくは急速を要するもので、かつ申請がなされているかもしくは法律扶助の決定が重大な遅滞なくなされたとき、もしくははそうでなくとも特別の理由が存するときは同様である。

補佐人に対する補償について今述べたところは、婚姻権財産分割執行者に対する補償についても適用される。

第九条第二項第六号に関わる補償の問題について裁判所は、訴訟手続法第一八章第一三条により一般法律扶助を認められた者に支払義務を課する代わりに、補償が法律扶助の費用を構成する旨宣言しなければならない。

補佐人の任命等

第二〇条 第一六条により一般法律扶助が認められるときは、これに関する決定をした者が扶助申請人の補佐人になる。その他の場合においては申請人が自己の権利を自ら擁護できず、かつ他の者から必要な援助を得る権利を有しないとき、その申立てにより補佐人が任命されうる。

地方裁判所が訴訟手続法第一章第三条dにより一人の法律専門家の裁判官によって構成されるべき事項については、補佐人は申請人の人的関係または事案の性質にかんがみ特別の理由が存するときのみ任命されうる。取消し(klander)に關しない婚姻権財産分割の案件については、補佐人を任命することができない。

親子法第二〇章第二条aにより補佐人が任命されうる時は、^{*}この法律による補佐人は任命されない。

* 成人後見 (förvaltare) に付されている者が、成人後見の取消し等を求める場合である。

第二一条 補佐人には弁護士、弁護士事務所の弁護士補またはその職務に適切である者が任命される。申請人自身が適切である者を提案したときは、彼の任命が著しい費用の増加を伴うか、またはその他の面で異なる結果に導く特

別の理由が存しない限り、その者を任命しなければならない。補佐人はその理由が存するときは解任されうる。

補佐人の交替は特別の許可の後にのみ行うことができる。この許可は補佐人と扶助申請人との間に深刻な対立が生じたとき、またはそうでなくとも特別の理由が存するときに与えられる。補佐人が従前扶助申請人の申立てに基づき解任されているときは、補佐人交替の要件が存するときにのみ新たな補佐人が任命されうる。

補佐人は、それがかなりの (beaktansvärd) 費用の増加を伴わないときは、弁護士または弁護士事務所の弁護士補を自己の代わりにすることができ (代用)。その他における代用は特別の許可の後にのみ行うことができる。

法的事項が裁判所のもとに係属するときは、任命および解任、ならびに交替および代用に対する特別許可に関する決定は裁判所の権限に属する。その他の場合においては法律扶助機関がこれらの問題について決定する。

補佐人等に対する補償

第二二条 補佐人、婚姻権財産分割執行者および調停人は、その職務が要求した仕事、時間の消費^{*}および支出^{**}に対する合理的な補償を受ける権利を有する。合理的な報酬の判断にあたっては、職務の性質および範囲が考慮されなければならない。有能性および職務の遂行に際して払われた配慮ならびに職務に投じた時間のようなその他の重要な事情も斟酌されなければならない。政府または政府が定める公的機関は補償の決定にあたって適用されるべき料金表を^{***}制定する。

第二二条第二項による補佐人の交替に際し、新たな補佐人が交替に関する決定前に遂行した仕事に対する補償の権利の問題については、第一九条第一項に述べるところが準用される。

補佐人、婚姻権財産分割執行者または調停人が過失または過怠によって法律扶助の費用を生じさせたときは、このことは補償の決定にあたって考慮されなければならない。補佐人が法律扶助を認可し、もしくは代替について決定する自己の権限を濫用したとき、またはそうでなくとも特別の理由が存するときは、補償は調整されうる。

補佐人に対する補償は裁判所における訴訟または案件については裁判所によって確定される。その他の場合における補佐人、および婚姻権財産分割執行者に対する補償は、法律扶助機関によって確定される。調停人に対する補償は裁判所によって確定される。

補佐人に対する補償は、法的事項が判決もしくは決定によって判断されるか、または他の仕方ですべて終了することに関連して確定されなければならない。婚姻権財産分割執行者または調停人に対する補償はその職務が終了した時に確定されなければならない。

補佐人が適時にそれについて決定すべき裁判所に補償の申立てを怠り、その結果裁判所によって補償を確定して貰う権利を喪失したときは、補佐人が法的事項が裁判所のもとに係属していることを知らなかったか、または過怠が他の弁明しうる錯誤によることを条件として、法律扶助機関が補償について確定することができる。この場合には補償はつねに国の負担に帰する。

* これは仕事のために必要な旅行や待機の時間など、仕事自体ができなかった時間を意味する。SOU s. 231.

** 旅費、滞在費、裁判外の通訳・翻訳の費用などである。SOU s. 231.

*** 司法行政庁によって一部の離婚訴訟事件および刑事訴訟事件について料金表が作成されている。

第二三条 補佐人は第二二条から結果するもの以外に、本人から補償を要求しまたは受け取ってはならない。これが行われたときは、要求は無効であり、かつ補佐人はその余分に (för mycket) 受け取ったものを返還しなければならない。婚姻権財産分割執行者および調停人に対する補償の問題については今述べたところが準用されなければならない。

証拠調べその他の調査等のための補償

第二四条 特別な規定^{*}が適用されない限りで、通常裁判所または労働裁判所の訴訟または案件における証拠調べのための補償については、裁判所が決定する合理的な額が支払われる。訴訟手続法から結果するもののほか、訴訟手続法第四〇章第一九条に関わる鑑定人^{**}のための補償も合計して最高第六条第一項に述べる基礎額の一〇分の一に相当する額が支払われる。

* 特別な規定としては第一に、公費からの証人等に対する補償に関する政令（一九八二年八〇五号）がある。

** 私的鑑定人のことである。SOU s. 150.

第二五条 通常裁判所または労働裁判所のもとで取り扱われない事項については、法律扶助機関が調査について決定する。このことの支障なしに、補佐人は小範囲の調査について決定することができる^{*}。同様の権限が婚姻権財産分割執行者にも属する。

第一項に関わる調査にあたって協力した者は、政府が定める規定により補償を受ける権利を有する。調査が裁判所のもとに係属している訴訟または案件に含まれるときは、補償は裁判所によって確定される。その他の場合においては補償は法律扶助機関によって決定される。

* 小範囲の調査とは、その費用が基礎額の半分以上を超えない調査のことである（法律扶助令二三条）。

出頭のための補償

第二六条 第九条第二項第四号に関わる補償は、政府が定める規定により支払われる*。

第一項による補償は、そこに出頭が行われる公的機関によって決定される。父性調査の際の血液検査等に関する法律（一九五八年六四二号）に関わる血液検査またはその他の遺伝形質についての調査のために出頭する際は、補償はその裁判所によって決定される。親子法第二章第一条による医師の検査の際の出頭のための補償は、行政地方裁判所によって決定される。

* 二四条の*の政令参照。

法律扶助手数料の支払と確定、扶助申請人、補佐人および婚姻権財産分割執行者との清算

第二七条 この法律による補佐人または婚姻権財産分割執行者が存在するときは、基本手数料はこの者に支払われる。補佐人も婚姻権財産分割執行者も存在しないときは、基本手数料は国に支払われる。基本手数料は法律扶助が認可されると直ちに徴収することができる。法律扶助が認可された後に基本手数料が増額されたときは、増額に起因する手数料は国に支払わなければならない。

付加手数料は国に支払われる。ただし補佐人が存する場合にその補償が確定している時は、付加手数料のうち補佐人の費用に関する部分は補佐人に支払わなければならない。補佐人は事件においてなされる仕事、時間の消費および支出に応じて合理的な額を付加手数料から前払として受けるべきである。付加手数料の最高額が補佐人に対する補償の確定との関連において増額されるときは、増額に起因する額で、かつこの補償または従前に確定された補佐人への補償に関する部分は国に支払われる。

第二八条 法律扶助機関は、法律扶助の費用が終局的に決定されると直ちに、扶助申請人の基本手数料および付加手数料を終局的に確定しなければならない。ただし手数料が確定した後それ以上の費用が判明したときは、新たな手数料を確定することができる。

第二九条 削除

第三〇条 清算は法律扶助機関によってなされる。扶助申請人との清算は、基本手数料および付加手数料が終局的に確定されると直ちに行われる。補佐人または婚姻権財産分割執行者との清算は、その者に対する補償が確定した時

になされる。

政府または政府が定める公的機関は清算に関する細則を制定する*。

* 法律扶助令二七条ないし二九条に定められている。

法律扶助の費用の償還義務

第三二条 訴訟手続または他のこれに相当する手続における相手方の費用に対する責任に関する法律の規定は、相手方の法律扶助の費用の問題についても適用される。ただし利息のための補償は支払うべきものでない。

法律扶助の費用について償還義務を負う者は、扶助申請人に対しその基本手数料および付加手数料に相当する額を支払わなければならない。その余の額は国に支払わなければならない。償還義務者が法律扶助の費用の一部のみ償還することを命じられたときは、彼は扶助申請人および国に対しそれぞれに相当する配分額を支払わなければならない。

法律扶助が強制執行法による執行に関する案件について認可されたときは、相手方から徴収した強制執行手数料に関する政令（一九八一年二一八五号）による特別手数料は第二項の規定により配分されなければならない。

* 九条の**を参照。

第三条 a 裁判所のもとでの訴訟または案件において複数の共同当事者のために共通の費用が法律扶助の費用として償還されたときは、法律扶助を有しない共同当事者は各自国に対し、彼に属するとみうる費用の部分の支払を命じられなければならない。配分は異なる結果に導く事情が存しないときは、頭数に応じてなされなければならない。

第一項の適用にあたっては、相手方またはその他の者が第三条の支持をもって支払うことを命じられた費用の部分の控除がなされなければならない。

第三条 b 裁判所が配偶者の共同申請の後に、その一方のみが法律扶助を有する離婚事件について判決するとき、法律扶助を有しない当事者は、法律扶助の費用の半分を国に支払う義務を負う。ただし、彼が一般法律扶助を有したならば適用されるべき基本手数料に相当する額を超えて支払う義務を負わない。

第一項による償還義務は、その額が政府が確定する限界を下回るとき、法律扶助を有しない配偶者が自己の代理人に対し、この法律による一時間の相談のための費用を超える費用を負担しているとき、またはそうでなくとも事情にかんがみそれが不合理であるときは存在しない。

配偶者または同棲婚者の一方のみが法律扶助を有する案件において婚姻権財産分割執行者が任命されたときは、他の配偶者または同棲婚者は第一項および第二項に述べる事由により婚姻権財産分割執行者のための費用およびこの者が決定した調査のための費用を支払う義務を負う。

第三条 c 扶助申請人が過失または過怠によって法律扶助の費用の増加を惹起したときは、彼は国に対し、その他の点で法律扶助の費用のための責任がどのように配分されるかに拘らず、これらの費用を償還しなければならない。

い。扶助申請人の法定代理人についても同様である。

第三二条 基本手数料、付加手数料および共同当事者またはその他の者が第三一条 a または第三一条 b の支持をもって支払うことを命じられた額の合計が、法律扶助の費用を超えるときは、この超過部分は国から扶助申請人に返還されなければならない。

補佐人または婚姻権財産分割執行者に対する第二二条による補償が、基本手数料および付加手数料の合計よりも低い額に確定されたときは、この者は補償を超える法律扶助の費用についてその差額の範囲内で国に支払の責めを負う。

法律扶助の費用の償還義務を確定する手続

第三三条 当事者が一般法律扶助を有する訴訟または案件において取扱いが終了したことに関連して、第三一条第一項および第三一条 a ないし c により支払うべき額に関する決定がなされなければならない。決定が裁判所または法律扶助機関以外のものによってなされるときは、支払義務はその全体の費用に関するか、または特定の額を示さずに割合で決定されなければならない。

破産宣告に関する事項について債権者が一般法律扶助を認可されたときは、償還義務に関する決定は、遅くとも「債権の」配分の確定に関連してなされなければならない。

第三三条 a 第二八条、第三一条第二項および第三項ならびに第三二条による決定は、法律扶助機関により同機関が作成する法律扶助の費用に関する登録情報の自動的データ処理を通じてなされうる。

第三三条 b 第三一条第二項および第三項ならびに第三一条 b 第三項による法律扶助の費用の償還義務に関する決定は、強制執行法の規定により執行することができる。

一般法律扶助の取消し（による終了）(uppförande)

第三四条 一般法律扶助は以下各号の場合には取り消されなければならない――

一 法律扶助手数料が第二七条により支払われないとき、
 二 扶助申請人が不正確な情報を供与し、かつ正確な情報が供与されたならば法律扶助が認可されるべきでないとき、
 三 扶助申請人が故意または重大な過失により、法律扶助手数料の免除またはこれをあまりにも低額にすることに導いた不正確な情報を供与したとき、

四 扶助申請人がもはや事案が処理されるべき正当な利益を有するとみられないとき、または

五 扶助申請人がもはや一般法律扶助を受ける資格を有しないほどに経済的關係が変動したとき。

一般法律扶助が第八条第八号に関わるような事件が存するにも拘らず認可されたときは、法律扶助の取消しを決定することができる。

不正確性が扶助申請人が知らなかったか、または彼の申請の判断にとって有意義であると考えらるべき合理的な理由を有しない情報の供与を怠ったことのみに存するときは、第一項第二号は適用されない。法律扶助を取り消すことが明らかに不当であるときは、第一項第三号および第四号ならびに第二項は適用されない。

一般法律扶助の第一項による取消しが決定されるときは、法律扶助を有した者は自らその費用を負担しなければならない。ただし特別の事情が存するときは、費用の全部または一部を国が支払う旨決定することができる。

一般法律扶助の第二項による取消しが決定されるときは、法律扶助の費用は国が支払わなければならない。ただし特別の理由が存するときは、費用の全部または一部を法律扶助を有した者に負担させる旨決定することができる。

一般法律扶助の取消しに関する問題の決定は、法的事項が裁判所のもとに係属するときは裁判所、その他の場合においては法律扶助機関によってなされる。このような決定はまた、第四九条による抗告の審査に関連してなされる。

刑事訴訟事件における被疑者・被告人 (mistänkt) に対する法律扶助

第三五条 公共弁護人については特別の規定が存する。^{*}

* 訴訟手続法二一章三条以下参照。刑事事件における法律扶助の主要なものは訴訟手続法の上記規定による公共弁護人の付与であり、本法による法律扶助はそれ以外の法律扶助に関するもので、補充的な機能を果たすにすぎないといえる。

なお、刑事事件における法律扶助としては、被害者補佐人に関する法律（一九八八年六〇九号）による被害者補佐人の付与があ

る。これは主として性犯罪の被害者の権利を擁護するために認められている制度である。

第三六条 第二五条に関わる以外の刑事訴訟事件における被疑者・被告人に対するその他の法律扶助は、被疑者・被告人 (Tiltalad) に対し、彼の算定された年収が第六条第一項に定める基礎額の二倍に相当する額を超過しないときに認められる。

第一項による審査にあたっては、第六条第二項および第三項が準用される。

ただし、申請人自身が法律扶助によって支払われる費用を負担することができるときは、法律扶助は認められない。

第三七条 第三六条による法律扶助の際は、第九条第二項第二号、第四号および第五号、ならびに第九条 a、第一九条第一項、第二四条および第二六条が準用される。^{*}

^{*} この法律扶助によって国は、証拠調べ、調査や裁判所への出頭に関連する旅行および滞在の費用などを支払う。SOU s. 222-3.

第三八条 裁判所の決定により公費から支払われた費用を国に償還すべき被告人またはその他の者の義務に関する訴訟手続法の規定は、第三六条による法律扶助の費用に関する問題について準用される。

新訴訟手続法の導入に関する法律 (一九四六年八〇四号) 第一九条第二項、犯罪のための引渡しに関する法律 (一九五七年六六八号) 第一八条、デンマーク、フィンランド、ノルウェーおよびアイスランドに対する犯罪のための引渡

しに関する法律（一九五九年二五四号）第一条、「社会的に危険な非行の際の措置に関する法律（一九六四年四五〇号）第七条および第一三条」、刑事判決の執行に関する国際的協力に関する法律（一九七二年二六〇号）第三九条および非収容的刑事保護に関する国際的協力に関する法律（一九七八年八〇一号）第二九条に関わる場合においては、そこに規定されているところが適用される。

* 「」内の法律は法律一九八一年三〇号により廃止された。

第三九条 第三六条による法律扶助は被告人の申請の後に認められる。その決定は事件が係属する裁判所によって与えられる。

裁判所は事件を終了したとき、被告人が上訴するかまたは上訴期間が経過するまで、上級裁判所における法律扶助を認めることができる。

被告人について第三四条第一項第二号に述べる事由が存するときは、裁判所は法律扶助を取り消す旨の決定をしなければならぬ。被告人が有罪判決を受けたときは、第三八条第一項に定めるところに関わりなく、法律扶助の全費用を支払うことを命じられなければならない。ただし特別の事情が存するときは、費用の全部または一部が国によって負担される旨決定することができる。

被告人の経済的関係がもはや法律扶助の受給資格を有しない程度にまで変化したときは、裁判所は法律扶助の取消しを決定しなければならない。

第四〇条 第三六条による法律扶助の申請は、書面でし、かつ政府または政府が定める公的機関が定めた諸点に関する情報を包含しなければならない。特別の理由が存するときは、申請は口頭ですることができる。

公的補佐人による法律扶助

第四一条 公的補佐人による法律扶助は、以下の訴訟または案件について認められる。

一 精神医療的強制保護に関する法律（一九九一年一一二八号）第七条、第九条、第一二条または第一四条による継続的強制保護の許可、および同法第三二条または第三三条による強制保護のための収容に関する決定または強制保護の取消しを求める申請を却下する決定に対する上訴、ならびに法精神医療的保護に関する法律（一九九一年一一二九号）第一三条による継続的保護の許可、同法第一六条によるこのような保護の取消し、および同法第一八条第一項第一号または第二号による法精神医療的保護に関する決定、ならびに特別の退院審査 (utskrivningsprövning) に関する刑法第三一章第三条によりなされる法精神医療的保護を受けている者の保護施設外における滞在の許可またはその取消しの決定に対する上訴、に関する一般行政裁判所のもとの事件、

二 精神的発達障害者に対する配慮に関する法律（一九六七年九四〇号）第三五条による保護院または特別病院への入院または退院に関する一般行政裁判所のもとの事件、

三 年少者の保護の特則に関する法律（一九九〇年五二二号）第二条または第三条による保護の準備、第六条による直接的戒護、第二一条による保護の取消し、第二四条による移動の禁止もしくは第二六条による移動の禁止の取消しに関する事件または同法第四一条第一項による不服申立ての際の一般行政裁判所のもとの事件、

- 四 薬物等濫用者の保護に関する法律（一九八八年八七〇号）による保護の準備または同法第一二条による直接的戒護に関する一般行政裁判所のもとの事件、
- 五 外国人法（一九八九年五二九号）による入国許否（*avvisning*）に関する事件、ただし外国人法第六章第二条または第三条による警察機関のもとでの外国人の拘束が三日を超えない事件を除く、
- 六 外国人法第四章第三条による国外退去（*utvisning*）に関する事件、
- 七 特別の外国人統制に関する法律（一九九一年五七二号）による国外退去および届出義務に関する事件、
- 八 外国人委員会が入国拒否または国外退去の案件において執行停止の決定をしたとき、外国人法第二章第五条第三項による滞在許可に関する事件、
- 九 外国人法第六章第二条または第三条により三日を超えて拘束されているとき、外国人法による執行に関する事件、
- 一〇 特別の外国人統制に関する法律第一条による決定に関する政府のもとの事件、
- 一一 外国人法第一二章第三条の支持をもってする外国人の本国送還に関する事件、
- 一二 刑法第二六章による条件付きに認められた自由の剝奪に関する事件、
- 一三 刑罰等の執行に関するデンマーク、フィンランドおよびアイスランドとの協力に関する法律（一九六三年一九三号）または刑事判決の執行に関する国際的協力に関する法律（一九七二年二六〇号）による自由剝奪の制裁の外国における執行に関する事件、
- 一四 保護または処遇に関する決定の執行のためのデンマーク、フィンランドおよびアイスランドまたはノルウェーに対する引渡しに関する法律（一九七〇年三七五号）による引渡しに関する事件、

一五 この措置への有効な同意が得られなかったとき、断種に関する法律（一九四四年一三三三号）による断種に関する事件、

一六 伝染病予防法（一九八八年一四七二号）第三七条による一時的戒護、第三八条、第三九条もしくは第四一条による強制隔離または第四二条による強制隔離の取消しに関する一般行政裁判所のもとの事件。

* スウェーデン語と日本語の表現法の差異から、理解の便宜上本条では各号について原文にない事件という訳語を補っているが、これは訴訟、案件の両者またはいずれかの意味で用いている。

** 本条には多数の事件が列挙されているが、実際の取扱いでは精神医療的・社会的保護法令と外国人法令に関する事件がほとんどである。SOU s. 74.

第四二条 公的補佐人による法律扶助は、その措置が関わる者に対し、および第四一条第三項に関わる訴訟または案件においては、その監護者に対しても補佐人の必要が欠けるとみてはならないときに認められなければならない。

第四三条 公的補佐人による法律扶助は申請の後またはそうでなくともその理由が存するときには認められる。申請は法律扶助を認可されうる者によって、および第四一条第一号に述べる訴訟または案件においては訴訟または案件について手続を進行しうる者によってもなされうる。

法律扶助が認められると、訴訟または案件を取り扱う公的機関によって補佐人が任命される。ただしその審査は、第四一条第三号による社会委員会または地区社会委員会のもとの案件については行政地方裁判所に、第四一条第一

五号に関わる案件については法律扶助機関に、第四条第五号による警察機関のもとの案件で、法律扶助の申請が却下されるべきときは法律扶助機関に、第四条第一四号による警察機関のもとの案件については行政地方裁判所に、および政府のもとの案件は政府が定める政府の職員に^{*}それぞれ属する。

公的機関が訴訟または案件を終了させたときは、それに対する上訴がなされるかまたは上訴期間が経過するまでの間は第二項が準用される。

法律扶助は、事件が上訴され、もしくはなされた決定が他の公的機関の審査に服し、または事案が他の公的機関の判断に委ねられたときにもおよぶ。

外国人法（一九八九年五二九号）による入国許否もしくは国外退去または特別の外国人統制に関する法律（一九九一年五七二号）による国外退去の決定に関する案件において法律扶助が認められたときは、法律扶助はその決定の執行が行われるまで、または執行の問題が消滅するまで効力を有する。

公的補佐人に関する法律扶助の申請は、訴訟または案件を取り扱う公的機関に提出される。ただし、申請が第四条第一五号に関わる問題であるときは、申請は法律扶助機関に提出される。

自ら法律扶助を許可することができない公的機関は、権限を有する公的機関に対し、自己の意見を付して提出された申請を添付書類と共に送付するか、または公的補佐人の必要性について通告（*amata*）しなければならない。

* この政府の職員とは、案件が属する省の事務次官（*expeditionsschefen*）である（法律扶助令四六条）。

第四四条 第四一条による法律扶助を認められた者が、自ら公的補佐人に適切である者を提案しているときは、そ

の任命が著しい費用の増加を伴うか、またはその他の面で特別の理由が異なる結果に導かない限りその者を任命しなければならぬ。年少者とその監護者の双方が第四条第三号に関わる訴訟または案件において法律扶助を認められたときは、彼らの間に対立する利益が存しない限り、共通の補佐人が任命される。

公的補佐人の問題については第十九条第一項、第二十一条第一項末文、第二項および第三項、第二二条第一項ないし第三項、第五項および第六項ならびに第二三条が準用される。

第二項の支持をもってなされる決定の問題については、第四三条第二項および第三項が準用される。公的補佐人に対する補償は公費から支払われる。

第四五条 第四条に関わる訴訟または案件において、公的補佐人は法律扶助を認められた者の利益を擁護するために合理的に必要とされ、かつ訴訟または案件を取り扱う公的機関を通じては得ることができないような調査を行うことができる。

公的補佐人が任命されなかったときは、法律扶助機関は法律扶助を認められた者の申請に基づき調査を決定することができる。

公的補佐人または法律扶助機関の決定の後に調査にあたって協力した者は、政府が定めるところにより公費から補償を受ける権利を有する。

補償の確定の問題については、第四三条第二項および第三項が準用される。

相談

第四六条 この法律において相談とは、最高一時間内の法律上の助言および法的事項に関するこれと同視される措置をいう。^{*}ただし、自己申告書の作成または第八条第三項の支持をもってなされる命令に包含される事項に関する措置は相談とみられない。

^{*} したがって、刑事事件における被疑者なども利用できる。SOU s. 219.

第四七条 相談は、それが開始された時間について一五分毎に第一条第二項に関わる基本額の四分の一に相当する手数料で行われる。^{*}手数料は一般法律扶助が認められるときに定められる基本手数料を超えないように減額される。減額された分については、相談を与えた者に公費から補償が支払われる。

相談を与えた者は、その職務が要求した通訳および翻訳の費用について公費から合理的な補償を受ける権利を有する。補償は法律扶助機関によって確定される。

相談の後に一般法律扶助が認められたときは、相談の費用は一般法律扶助の費用とみられなければならない。相談手数料の支払は、基本手数料の支払としてみられなければならない。

^{*} 一九九五年現在、一三〇クローネである。

第四八条 相談は弁護士または弁護士事務所の弁護士補によって与えられる。

第四七条第一項による相談手数料の決定は、相談を与えた者に属する。

特別規定

第四九条 この法律における裁判所の決定に対する上訴の問題については、第二項に関わる場合を除き、一般に裁判所の決定に対する上訴について適用されるものが適用される。

補佐人への補償に関する上訴の問題における高等裁判所の決定に対しては上訴することができない。ただし高等裁判所は、訴訟手続法第五章第一〇条第一項による許可が与えられるべき特別の理由^{*}が存するときは、決定に対する上訴を認めることができる。

法律扶助機関またはその他の第一項に包含されない行政機関のこの法律による決定に対しては、法律扶助委員会のもとに上訴することができる。

公共弁護士事務所の弁護士または弁護士補の決定に対しては上訴することができない。

法律扶助委員会および精神医療委員会のこの法律による決定に対しては上訴することができない。

^{*} 最高裁判所に対する上告審理許可の理由である。

第四九条 a 法律扶助の問題に関する決定に対しては、私人の当事者のほか政府が定める公的機関^{*}によって上訴がなされうる。上訴期間が当事者に決定が告知された日から算定されるときは、決定の日から二月を過ぎたときは公的

機関も上訴を提起することができない。公的機関は私人の当事者の利益のためにも上訴を行うことができる。公的補佐人に関するもの以外の法律扶助に関する決定が廃棄されたときは、法律扶助を有した者は自らその費用を負担しなければならない。ただし特別の理由が存するときは、費用の全部または一部が国によって支払われる旨命ずることができる。

* この公的機関は司法行政庁である（法律扶助令四七条一項）。なお同条二項参照。

第四九条 b 司法行政庁およびその他の政府が定める公的機関は、^{*}第三四条により一般法律扶助が取り消されるべき旨の決定を求めることができる。

* この公的機関も司法行政庁である（法律扶助令四七条一項）。なお同条二項参照。

第四九条 c 補償に関する決定に対し上訴した補佐人は、上級審において特別の理由が存するときのみ、自己の請求を支持するために新たな事実を援用することができる。

第五〇条 行政機関によって審査されるべき事項に関するこの法律の規定は、裁判所の行政的活動に関する裁判所のもとでの案件についても適用される。

第五一条　ある者が商号 (firma) において、またはそうでなくとも弁護士事務所のもとで行われるのでない職業的活動において、故意に法律扶助の名称を、自己の活動とこの法律により弁護士事務所のもとで行われる法律扶助の活動との誤認混同を生じさせるような仕方を用いるときは、罰金に処せられる。故意に商号においてまたはそうでなくとも職業的活動において権限なく公共弁護士事務所の名称またはこれとの誤認混同を生じさせるような名称を用いるときも同様である。

以上